

水を考える

飲むことはもちろん、料理に洗濯、お風呂、トイレなど、私たちの生活を支える水。

水の大切さや理解を深めるため、8月1日が「水の日」として、水の日から7日までが「水の週間」として定められています。

いつも何気なく使っている水ですが、この機会に、水の大切さを考えてみませんか。

問合先 市水道部業務課

2019 ふれあい水ひろば

日時 8月7日(水) 午前10時～午後4時
会場 いわみざわ健康ひろば

(3西4 第2ポルタビル1階)

※であえーる岩見沢駐車場(4時間無料)をご利用ください。

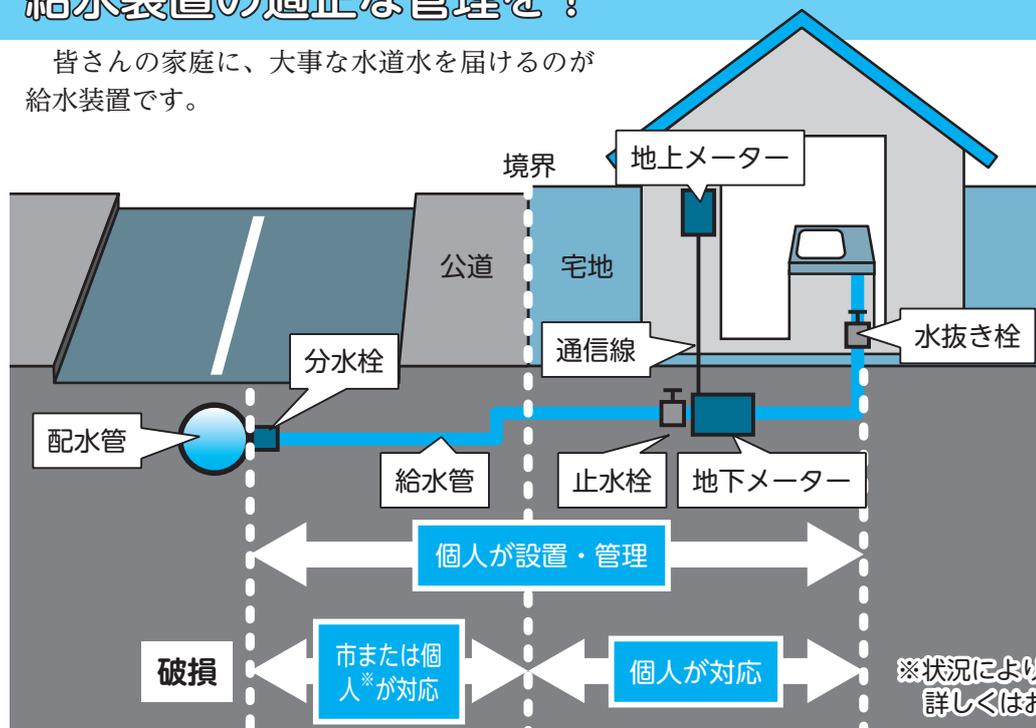


主な内容

- 飲んで比べておいしい水はど～れだ
水道水と市販の水を飲み比べてみよう
- 不思議な水を作ってみよう
実験を通して、水について関心・興味を持とう
- 給水タンク車ってなあに？
給水タンク車からの給水体験をしてみよう
- みんなの汚泥を有効活用
下水道から出る汚泥を学ぼう
- 水道・下水道に関する展示
水道・下水道管、桂沢ダムに関する展示
- 縁日コーナー(数に限りがあります)
わたあめ、ポップコーンの配布、ヨーヨーすくい

給水装置の適正な管理を！

皆さんの家庭に、大事な水道水を届けるのが給水装置です。



地上メーターと地下メーターおよび通信線は、市から貸し出している器具です(一部個人所有のものもあります) 紛失または破損した場合は、修理費用を負担していただきます(経年劣化によるものは除きます)

※状況により判断し対応します。詳しくはお問い合わせください。

Q 家の敷地から漏水しているけど、市で直してくれるの？

A 上の図で「個人が設置・管理」と記載されている範囲にあるものは、建物の所有者(使用者)が設置・管理するものです。市指定の水道工事業者に修理を依頼しましょう。修理費用は、皆さんの負担となります

Q 漏水によって発生した水道料金はどうなるの？減免制度があれば助かるんだけど…

A 地中、床下などの見えない部分で、給水装置が破損していた場合などには、減免の対象となる場合があります。ただし、市指定の水道工事業者で修理する場に限りです